平成２４年（フ）第６３２号
千葉県柏市永楽台３丁目10番11号
債務者　岡田　浩和
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３４号
千葉県柏市八幡町１番21号　グリーンゲイブルズ201号
債務者　一条　友美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３５号
千葉県柏市八幡町１番21号　ＧＲＥＥＮ・ＧＡＢＬＥＳ―201号
債務者　小泉　龍哉
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１３号
岐阜市則武588番地
債務者　武藤富士男
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８３号
愛知県春日井市関田町２丁目179番地
債務者　中島セツ子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５８４号
愛知県春日井市関田町２丁目179番地
債務者　中島　春美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６４号
盛岡市玉山区下田字石羽根99―291　玉山岡本病院内、住民票上の住所岩手県八幡平市松尾寄木第２地割71番地１
債務者　相馬　誠一
法定代理人成年後見人　坂口　繁治
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４２号
福島県白河市表郷中野字下滝沢59番地
債務者　小貫　　昇
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
青森市千刈１丁目21番15号
債務者　山下　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
青森県上北郡野辺地町字浜掛61番地４
債務者　竹田　明人
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
青森県八戸市白銀２丁目１番地16
債務者　関川　保男
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５４７号
札幌市白石区本郷通４丁目北４番１号　カサデューク本郷通72―302号
債務者　児玉　利信
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４９号
札幌市西区西野６条10丁目１番19号
債務者　長谷川一則
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５０号
札幌市西区西野６条10丁目１番19号
債務者　長谷川美和
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５１号
札幌市西区西野６条10丁目１番19号
債務者　長谷川勢津子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４４号
札幌市白石区平和通２丁目北４番45―206号
債務者　佐藤　安信
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８９号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目22番11―102号
債務者　鎌田　宗克
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８０号
札幌市白石区菊水３条３丁目１番８号　第８ハイツノースリバー104号
債務者　畠山　兼英
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部